

# 社会保険労務士 会報 あおもり

発行 青森県社会保険労務士会 青森市安方2丁目9番20号 室津ビル2F TEL 017(773)5179 FAX (775)1428 編集 総務広報委員会



【みろくの滝（田子町） 撮影：坂下武治】

この地で断食修行をした僧が弥勒菩薩を祀っていたことから名付けられたといわれ、高さ30m、幅20mの巨岩の上を白く細い水の筋が流れ出るさまから通称「そうめんの滝」とも呼ばれ、その姿は繊細で美しく神秘的である。

- 一、高い職業倫理をもって、国民に信頼される社会保険労務士制度としよう。
- 二、ADR代理業務を通じて、個別労働紛争の解決に努め、国民の負託に応えよう。
- 三、IT新改革戦略とともに、一丸となって電子申請を推進しよう。
- 四、適正な労使関係の構築に寄与し、事業の健全な発展を図ろう。

## 電子申請には電子証明書が必要です

電子申請とは、コンピューターの通信網を利用し、労働・社会保険に関する行政手続きの申請等が行えるという制度です。

各行政窓口では、当然受付時間があり、また遠隔地にある行政機関に届出する場合は、自ら足を運び申請等を行わなければならない時間や旅費等もかかります。

電子申請の場合、24時間 365 日申請を行う事が出来るため、業務の効率化を図る事が出来ます。冬期間の積雪時や風雨時にはありがたいですね。

電子申請を行うためには、まず第一にパソコンが必要です。低価格のものから高価格のものまで様々なラインナップがありますが、ウィンドウズXPというOS（パソコンを動かすための基本ソフト）が搭載されているものであれば問題ありません。コンピューターで仕事も趣味もテレビやDVDを見たり、デジタルカメラの画像を編集したりといった事を一台のコンピューターでやりたいとなると、高価格のものになりますが、仕事用として割り切るならば5万円代から購入する事が出来ます。

第二にインターネットの環境がなければなりません。プロバイダ（接続業者）と契約し、インターネットに接続する事により、様々なホームページを見たり、電子メールをやりとりすることが出来ます。

第三に電子証明書を取得しなければなりません。電子証明書は申請者が本人かどうかを証明することと、情報の改ざん防止を目的とし、本人性を証明出来る団体が認証局を構築・運営し（全国社会保険労務士会連合会認証局以下 連合会認証局という）、電子証明書を発行する事で実現し、電子申請を行う際、申

請書等に電子証明書を付けて送信する事で本人性の証明を行います。

以上の条件が揃って初めて電子申請をする事が可能となります。コンピューターやプロバイダの選定については、ご相談に応じますのでお問い合わせ下さい。

連合会認証局より電子証明を取得するには、電子証明書発行申請書を事務局より入手し（連合会ホームページからもダウンロード出来ます）、必要事項を記入し、住民票・印鑑証明書と発行料金 9,650 円（郵便振替払込金受領証の写し）を添付し郵送する事になります。連合会認証局にて審査が終了次第、フロッピーディスクに格納された電子証明書が郵送されて来ます。

通常の申請等の手続きの場合でも、われわれ社労士印のみでの申請は出来ません。申請書類によっては、事業主印、申請者印、医師の証明印、提出社労士印などを押印し提出します。電子申請についても基本的には同様の扱いとなっています。ですから各印鑑の代わりに各電子証明が必要となる訳です。これでは電子申請のうたい文句である、業務の効率化を図れるどころか、印鑑よりも面倒になり費用も時間もかかります。電子申請の意味がありません。

そこで本年、厚労省と折衝し獲得したのが、労働保険概算確定保険料申告書の電子申請について、アクセスコードを用いた事業主電子署名省略の電子申請でした。社会保険については、包括委任状方式により、資格取得・喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・住所変更届の6届出が社労士のための電子証明で電子申請する事が可能となりました。まだまだ不十分で物足りない感もありますが、大

きな前進である事は間違いありません。今後、雇用保険の電子申請についても、労働保険料や社会保険6届出のようなスタイルで進んで行くことと思われま

す。特筆すべき事は、事業主電子署名省略というスタイルの電子申請は、他士業には無く、われわれ社労士にのみ与えられているという事実です。

今後、社労士のみの電子証明での電子申請の拡大や、効率的な電子申請の活用を積極的に各行政機関に要求して行く上でも、われわれ社労士の電子証明書の取得は不可欠になります。社労士の権利獲得拡大のためにも、一人でも多くの方々に電子証明書の取得をお願いいたします。

調査企画委員会 石倉伸一

☆青森社会保険事務局からのお知らせ☆

＜社会保険事務所への届出用紙が全国統一されます。＞

社会保険庁では、これまで都道府県ごとに定められていた申請などの際に使用する届出様式について見直しを図り、本年10月から、全国の社会保険事務所で使用できる統一様式に変更することになりました。

これに伴い、各種申請の際に必要な添付書類についても変更となる場合があります。新様式の配布は、準備が整い次第となります。

現在、手持ちの届出用紙は、そのまま使用できます。

詳しくは、最寄の社会保険事務所へお問い合わせください。

＜青森労働局からのお知らせ＞

事務連絡

平成18年7月31日

青森県社会保険労務士会

会長 佐々木 孝典 殿

青森労働局職業安定課長

雇用保険各種届書の関係書類との照合事務省略に係わる社会保険労務士法第17条第1項の付記について

雇用保険関係業務の運営につきましては、日頃から格別のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて標記について、照合事務省略の指定を受けた社会保険労務士が各届書を提出する時は、各届書に社会保険労務士法第17条第1項の付記をすることとし、付記する際は、所要の付記印の使用をお願いしているところです。

ついては、付記印の規格や、付記印の押印位置及び付記事項について、あらためて別紙

のとおりお知らせいたしますので、貴会員の社会保険労務士の方々に周知いただくようご配慮お願いいたします。

(別紙)

○社会保険労務士照合事務省略に係る付記について

(社会保険労務士法第17条第1項の付記による)

1 付記印の規格

印 影

60mm	
法第17条の付記	3mm
労働者名簿・賃金台帳・出勤簿・雇入通知書・住民票謄本	7mm

2 付記印の押印位置

① 資格取得届

事業主の住所氏名欄の右、提出先公共職業安定所長名の上。

- ② 資格喪失届  
提出先公共職業安定所長名の下、備考欄内の上部。
- ③ 区分変更届  
区分変更届-2に、資格取得届と同様に表示。
- ④ 離職証明書及び賃金月額証明書  
離職証明書(安定所提出用)の欄外下部、社会保険労務士記載欄と公共職業安定所決裁欄の間。
- ⑤ 事業所各種変更届  
裏面、社会保険労務士欄の右

### 3 付記事項

付記事項は、届書作成の基礎となった事項のうち、主要なものの記載で足りることとなっていますが、各届書について例示すると次のとおりです。

資格取得届	出勤簿・労働者名簿・住民票等・雇用契約書・就業規則等
資格喪失届	出勤簿・労働者名簿・雇用契約書・就業規則等・解雇通知等
離職証明書及び賃金月額証明書	賃金台帳・出勤簿・雇用契約書・就業規則等・給与規定等
区分変更届	出勤簿・雇用契約書・就業規則等
事業所各種変更届	登記簿謄本等変更の事実を証する資料を具体的に記載

### 4 その他

付記事項にかかる会員社会保険労務士であることの記名押印は、各届書の「社会保険労務士記載欄」に記載を行うことで足りることになっていますが、この「社会保険労務士記載欄」は確実に記載押印をお願いします。

#### 【参考】

- ・社会保険労務士法第17条に基づく付記の方法について

労徴発59号 昭和57年10月25日  
労働大臣官房労働保険徴収課長  
より都道府県労働基準局長・都道府県労働主管部(局)長あて

先般、社会保険労務士法(昭和43年法律第89号。以下「法」という。)が改正され、その施行について、本年1月29日付けで労働事務次官及び労働大臣官房長より通達されたところである。これに伴い、法第17条及び社会保険労務士法施行規則(昭和43年厚生省・労働省令第1号。以下「則」という。)第13条により、社会保険労務士会の会員である社会保険労務士(以下「会員社会保険労務士」という。)は、審査事項等を則第13条第1項に定める申請書等の表面の欄外余白(当該申請書等の表面欄外余白に記載することが適当でないときは、その裏面の欄外余白)に付記することが出来ることとなったが、付記の方法について、今後下記により取り扱うこととしたので、ご了承のうえ、貴管下各機関に周知徹底を図られたい。

なお、このことについては、労働基準局監督課、職業安定局雇用保険課及び全国社会保険労務士会連合会とも協議済みであり、全国社会保険労務士会連合会からは社会保険労務士会に対して別途通知される予定であるので、念のため申し添える。

#### 記

#### 第1 付記の方法について

- 1 法第17条第1項の付記については、「社労士法第17条の付記」と表示したうえ、当該申請書等の作成の基礎となった事項のうち主要なものの記載があることをもって足りること。
- 2 法第17条第2項の付記については、「社労士法第17条の付記」と表示したうえ、「審査済」と記載されていることをもって足りること。

<以下略>

八戸支部

## 「会社施設見学会・夕食会」

～過ぎゆく夏を追い……

和式サンセットクルーズ屋形船！～

八戸支部では、毎年恒例行事として「会社施設見学会・夕食会」を行っています。趣旨は、八戸市内の公的施設または会社等の事業場などの見学、あるいは地元の知識人、研究家または専門家等を招いての講演会・夕食会の開催等を行い、地域の経済・産業・文化に対する最新情報に接し理解を深め、地域に密着した街の労働・社会保険法務の専門家としての社会保険労務士たらん！というものです。

加えて、われわれ士業というものは日頃はどうしても単独行動ばかりなので、たまには団体行動をとり、社労士会という組織の一員であるということを再確認し、支部会員どうしの親睦をさらに深めよう、というねらいもあります。

今年は、昨年までのマジメな行事とは趣向を変え、和式屋形船「たから丸」に乗船してみよう、ということになりました。いえいえ、決してお遊びではございません。海上・河川上の視点から漁港であり工業港であり貿易港でもある港湾設備を見学し、最新の港町八戸市の情報・知識を得て今後の業務に活かそう、という企画なのです。それにしても折り弁当やアルコールもちょっぴりいただきましたけどね。

さて、いよいよ8月25日午後5時、沼館地区にあるショッピングセンター「ピアドゥー」近くの発着場を出発しました。乗船したのは、定員より1人少ない9名です。船内の作りは、前方が操舵室になっており、その後ろに客室があります。客室はお座敷となっていて、よく時代劇に見るような完全和風な屋形船となっております。今は、残暑厳しい時節ですが、春の観光シーズンには、うみねこがたくさん寄って来て餌やりが楽しめるそうです。

まずは、工業地帯の沼館地区から漁港がある湊町方面へ向かい、八戸港へ注いでいる新井田川を遡ります。発着場付近沿岸の造船所

では大型貨物船らしきものが建造されており、八戸は造船業も盛んな街であることを再認識しました。

建造船に見入っていると、湾内は波も風も穏やかに思えましたが結構揺れがあり、船酔いの心配に見舞われました。しかし、新井田川の河口に入ると揺れも落ち着き一安心。

下流の兩岸には漁船がびっしり係留されていましたが、それでも今は激減しているそうです。昔のイカ漁の最盛期には漁船が河口全部を塞ぐほど停泊し、船を伝って対岸まで渡れたほどだったそうです。

橋を何回かくぐり、屋形船は漁港を抜け新井田地区、南類家地区の新興住宅街にさしかかりました。河原ではジョギングをしている人や釣りを楽しんでいる人、バーベキューをしている人たちがおり、新築の家ときれいに整備された堤防、そして彼らのいる風景が20年前にテレビでやっていた「金曜日の妻たちへ」を彷彿とさせます。ちょっと古いか？

さらに上流の方へ遡って今度は八戸市民病院近くまでやって来ました。ここには川の中央に噴水があり、空高く水が噴き上げていかにも涼しげです。家族連れが結構来ていて、そうか、ここは知る人ぞ知る夕涼みスポットだったのか。屋形船から身を乗り出して手を振ると、子供達が返してくれました。

船はここで折り返して川を下り、いよいよ八戸港湾内を巡ります。湾内に出るとまたまた船は揺れ始めました。しかし心配御無用。もはや船酔いする参加者なんていません。もうすでに酔っているから、アルコールで、エヘヘ……。

揺れを楽しんでいると、ポートアイランド付近にやって来ました。近年、八戸市は貿易港としての機能強化に力を入れており、この

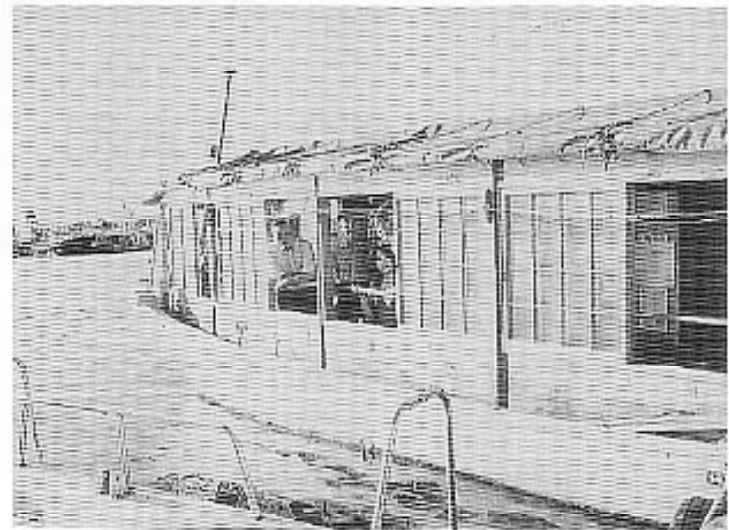


ポートアイランドは湾内の一部を埋め立てた離れ小島を、シーガルブリッジという一風変わった橋で内陸とを結んだ港湾物流の拠点となるものです。しかし、なかなか誘致企業が入らず今はまだガラーンとしています。貿易港八戸の名を轟かすにはまだまだ時間がかかりそうです。

そんなこんなで、談笑をしながらクイッと冷酒なぞをいただいていると、あたりはきれいな夕焼けに包まれました。オレンジ色から紫色、そして底なしの瑠璃色へと宇宙の果てしなさを実感させるような光景です。最近の高品質プラズマ大画面でもこんな圧倒感はいせまい。ホロ酔い気分に参加者は皆しばしポーッと空を見上げていました。

ふと、陸の方を見ると、街灯やら電光掲示板やらネオンサインの明かりがキラキラと水面に映り目に飛び込んできます。夕焼けとうっすらと見え始めた星々、そして街の明かりが我々を包み込み最高のロケーションじゃあないですか。

昼間の暑さと街の喧噪を離れ、夕暮れ時の涼しい秋風の吹く湾内から改めて八戸市内を眺めると、こんな北国の小都市だけど我々の



住んでいるところもそう悪くないなあ、と思えてきます。漁港、工業港、そして貿易港の顔をもつ八戸港。いろいろな産業がひしめき合い、生活感にあふれ、人々の活力が感じられます。これからも八戸はもっともっと発展するのではないかとポジティブな思考回路が形成され、参加者一同船頭さんも加わり八戸の発展を祈念しここで締め乾杯！とあいなりました。

終点の発着場に着いた頃にはすっかり日も暮れ、午後7時を回っておりました。

最後に、誰も落ちないでヨカッタヨカッタ。

(八戸支部 石橋 一 恭)

## 諸 会 議

### 平成18年度第4回三役会議

日 時 平成18年7月27日(木)

場 所 県会事務局

議 題

1. 理事会提出議案
2. 平成18年度末適用事業所巡回説明事業の入札について

### 平成18年度第3回理事会議

日 時 平成18年8月9日(水)

場 所 ホテル青森3F「桜の間」

議 題

1. 各委員会からの報告
2. 平成18年度末適用事業所巡回説明事業入札について

### 平成18年度第5回三役会議

日 時 平成18年8月25日(金)

場 所 県会事務局

議 題

1. 平成18年度第4回理事会提出議案の審議
2. その他

### 平成18年度第4回理事会議

日 時 平成18年9月7日(木)

場 所 アスパム7F「しらかみ」

議 題

1. 第145回連合会理事会報告
2. 各委員会からの報告
3. 年金相談センターの設置について
4. 青年委員会(仮称)の設置について
5. 青森社会保険事務局長表彰について
6. 社会保険労務士制度推進月間について
7. その他

# 研修会開催

## 新規入会者研修

日 時 平成18年8月29日(火)  
10:00~16:00

場 所 アピオあおもり1F「保健指導室」  
受講者数 13名



### 研修テーマ・講師

- 社会保険労務士制度の概要
- 開業準備研修  
講師：専務理事 高地 豊人氏
- 労働保険の手続  
講師：理事 村 館 珠 樹 氏
- 雇用保険の手続  
講師：八戸支部 菊 池 進 氏
- 健康保険の手続  
講師：青森支部 佐々木 友 浩 氏

## 北海道・東北地域協議会東北北部三県労務管理研修会

日 時 平成18年9月15日(金)  
13:30~17:00

場 所 ホテル青森3F「孔雀の間」  
受講者数 76名

### 研修テーマ・講師

- あっせん代理と労働事件にみる民法  
講 師：江戸川労務管理事務所長  
社会保険労務士  
河 野 順 一 氏



# 平成18年度第2回研修会

日 時 平成18年9月26日(火)

13:40~17:00

平成18年9月27日(水)

9:00~12:00

場 所 南田温泉アップルランド

受講者数 49名

研修テーマ・講師

第1日目(9月26日)

- 継続雇用定着促進助成金  
講師：社団法人青森県高年齢者  
雇用開発協会  
継続雇用インストラクター  
間山 茂 氏
- 高年齢者等共同就業機会創出助成金  
講師：給付金担当相談員  
坪田 雄一郎 氏

- 地域創業助成金  
講師：緊急雇用コンサルタント  
村上 忠幸 氏
- 労働審判制度について  
講師：弘前大学人文学部助教授  
紺屋 博昭 氏

第2日目(9月27日)

- 生活保護制度について  
講師：青森県庁 健康福祉政策課  
保護・援護グループ  
主査 長内 俊幸 氏
- 賃金不払残業の撲滅と過重な長時間労働の防止について  
講師：青森労働局 監督課  
労働時間設定改善指導官  
岩 淵 稔 氏





# 社会保険労務士 賠償責任保険

## 平成18年度加入のご案内

社会保険労務士業務を安心して遂行していただくため、  
本保険に是非ともご加入ください。

取扱代理店  
**有限会社 エスアールサービス**  
住所：〒103-8346  
東京都中央区日本橋本石町3-2-12  
社会保険労務士会館  
電話：03-6225-4873

詳しい資料は、県会事務局にご請求下さい。

電話 017-773-5179

FAX 017-775-1428

メールアドレス jimukyoku@sr-aomori.info

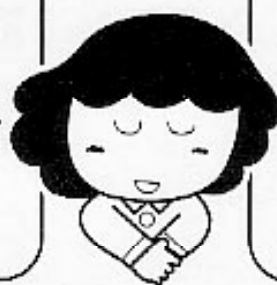
### 2007年版ダイアリーの申込み受付中!



申込み締め切りは11月30日(木)

希望の会員は県会事務局まで(振込書在中)

会員名簿記載の郵便番号  
又は住所(合併なども含む)  
が変わった方は変更手続きを  
お願いします。



### 会費納入のお願い

.....  
会費の最終納期は

**10月31日(火)**です。

納め忘れのないようお願いいたします。  
.....

## 編集後記

私は家庭菜園が趣味で、庭の一部20坪ほどを畑にして「無農薬野菜」を栽培している。秋野菜の菜園は、だいこん・白菜・キャベツ・春菊・なす・きゅうり・ピーマン・ミニトマトが実っている。

無農薬のためキャベツのアオムシ採りが日課となっていて、そのアオムシを採っていると毎日同じキャベツに居るキリギリスと対面する。どうもそのキリギリスはキャベツに住処としているらしい。キャベツの家に住み、周りにはたくさんの餌がある。童話の「アリとキリギリス」を地で行くとんでもない奴だと思いながら、今日もアオムシを採っている。

おいしいキャベツになるようにと願いながら。

# 事 務 局 だ よ り

## 【会員の動き】

### 平成18年10月1日現在会員数

会員種別	支部名	青	森	弘	前	八	戸	む	つ	十和田	五所川原	合計
開業		59			26		43		6	14	13	161
非開業		15			7		10		3	5	0	40
合計		74			33		53		9	19	13	201

### 【入会者】

氏名	種別	開業日	住 所	電 話
加藤 宗治	開業	18. 9. 1	かとう社会保険労務士事務所 〒035-0071 むつ市小川町1-20-40	0175-23-5789 FAX "
川口 孝子	開業	18. 9. 15	かわぐち社会保険労務士事務所 〒039-1166 八戸市根城9-13-3	0178-38-5670 FAX "
井藤 隆男	非開業	18. 9. 15	明治安田生命保険相互会社青森支社 〒030-0822 青森市中央1-23-5 明治安田生命青森中央ビル3F	017-776-8194

### 【諸変更】

氏 名	変 更 内 容	
對 馬 聡	事務所所在地 事務所電話番号	〒030-0802 青森市大字戸山字赤坂78-66 017-743-1207
稲 田 紀 子	自宅住所 自宅電話番号 事務所所在地 事務所電話番号	〒030-0822 青森市中央3-11-12 017-773-3217 〒030-0822 青森市中央3-11-12 017-773-3217
山 崎 博 見	自宅住所	〒038-3126 つがる市木造森内4-4
細 川 政 雄	事務所所在地	〒038-0024 青森市浪館前田4-5-40
細 川 悌 一	事務所所在地	〒038-0024 青森市浪館前田4-5-40
福 田 靖 一	勤務先 勤務先所在地	今別町商工会 〒030-1502 東津軽郡今別町大字今別字今別45-2
坂 下 武 治	事務所FAX番号	0178-88-5763

### 【種別変更】

氏 名	種 別	名 称 ・ 住 所	TEL・FAX	変 更 日
木村 賢司	開業→非開業	〒038-0032 青森市里見2-4-15	TEL 017-781-4116	18. 8. 1
柳 直哉	非開業→開業	社会保険労務士柳直哉事務所 〒030-0862 青森市古川3-16-12	TEL 017-777-8757 FAX 017-776-4883	18. 10. 1

## 訃 報

八戸支部 村館 勝雄さん 8月13日逝去(享年78歳)

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。